

添付法令資料 3 :

関税監査及び物品税監査に関する2024年12月23日付
インドネシア共和国財務大臣規則No. 114 (目次)
2025年3月1日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 関税監査及び／又は物品税監査の対象、目的及び種類 (第2条ないし第5条)
- 第3章 関税監査及び／又は物品税監査の計画 (第6条)
- 第4章 関税監査及び／又は物品税監査の実施
 - 第1節 監査の委任状又は命令状、監査チーム、DKA (監査質問リスト) 及び監査実施の説明 (第7条ないし第10条)
 - 第2節 関税監査及び物品税監査の基準 (第11条)
 - 第3節 関税監査及び／又は物品税監査の処理期間 (第12条)
 - 第4節 権限及び義務 (第13条ないし第16条)
 - 第5節 関税監査及び／又は物品税監査の目的のための監査データ、商品在庫サンプル及びその他の情報の要求及び引渡し (第17条及び第18条)
 - 第6節 ブロッキング、セーフガード及び措置 (第19条ないし第21条)
 - 第7節 関税監査及び／又は物品税監査の実施の停止 (第22条)
 - 第8節 関税監査及び／又は物品税監査の目的のための監査データ、商品在庫サンプル及びその他の情報の検査 (第23条)
 - 第9節 暫定所見リスト (第24条及び第25条)
 - 第10節 最終審議 (第26条及び第27条)
 - 第11節 監査結果報告 (第28条ないし第31条)
- 第5章 関税監査及び／又は物品税監査のモニタリング、評価及び品質保証 (第32条)
- 第6章 雑則 (第33条)
- 第7章 技術ガイドラインの制定 (第34条)
- 第8章 経過規定 (第35条)
- 第9章 終則 (第36条及び第37条)